

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 6 日 (金) 第 454 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 保安林の指定予定の通知 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
 - 漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更 (水産振興課取扱い) 2
 - 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 3
 - 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 4
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 企 業 管 理 規 程**
- 鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程 (※) (工業用水課取扱い) 5
- 正 誤**
- 鹿児島県公報第400号の20 (令和5年3月31日付け) の一部訂正 (※) (人事課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第753号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 5 年 10 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25438	令和 5 年 9 月 26 日	雑 誌	劇画エマニエル Vol. 23	08390-10	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25439			実話ナックルズウルトラ Vol. 27	68548-85		
25440			恋愛宣言 PINKY 10月号	08877-10		

鹿児島県告示第754号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

出水市野田町上名字小葛川6227番 2, 6228番14, 6228番20, 6233番（次の図に示す部分に限る。）、6304番, 字城ノ平6305番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

伊佐市大口田代字圀畑1312番 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第756号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 10 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
西原調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23-2	令和 5 年 10 月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第757号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和 5 年 10 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第758号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和5年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和5年10月6日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日和産業（株） 鹿児島工場 7140001002355 （鹿児島市）	ひなたライン（株） 8340001008744 （薩摩郡さつま町）	飼料	I T S さつま ブロイラー後 期	令和 5.7	重金属－ カドミウ ム	無
		飼料	I T S さつま プレミアム鶏 仕上	5.7	重金属－ カドミウ ム	無
（株）I・フィ ード 志布志工場 2180001146236 （志布志市）	出水運輸センター （株） 7340001011708 （出水市）	飼料	赤鶏スタート	5.7	重金属－ カドミウ ム	無
		飼料	赤鶏仕上	5.7	重金属－ カドミウ ム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
志布志飼料 （株） 志布志工場 1340001015004 （志布志市）	同左	フィード・ワンブ ライトSE16	令和 5.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワンF Oサンフィード中 期	5.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワンF Oサンフィード後 期	5.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワング ロアーM	5.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワンこ むぎちゃんM	5.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（株）ジャパ ン ファーム 化製品工場 5340001015264 （垂水市）	同左	チキンミール	5.7	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
		フェザーミール	5.7	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無

九州昭和産業 (株) 志布志工場 5340001014984 (志布志市)	同 左	マルニ印配合飼料 成鶏用 E X 17H	5.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 参協種豚	5.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 焙煎プラス	5.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 ファイン子豚	5.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 ファイン子豚 S	5.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第759号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）伊坂地区の工事は、令和5年6月14日に完了した。

令和5年10月6日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第760号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年10月6日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
樋掛下地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（日置市伊集院町下神殿字樋掛下649番を除く。） 標柱 標柱の所在地 1号 日置市伊集院町下神殿字樋掛下652番 2号 3号 日置市伊集院町下神殿字樋掛下648番1 4号 日置市伊集院町下神殿字下御領602番2 5号 6号 日置市伊集院町下神殿字下御領602番1 7号 日置市伊集院町下神殿字下御領609番2 8号 日置市伊集院町下神殿字樋掛下629番1 9号 日置市伊集院町下神殿字樋掛下632番2 10号 日置市伊集院町下神殿字樋掛下648番2 11号 日置市伊集院町下神殿字樋掛下647番1

鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年10月6日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かみひこうき	日置市伊集院町	社会福祉法人愛	日置市伊集院町	東 ひとみ	令和5年	児童発達

	郡1628-3	育福社	郡杉ヶ迫2056番地1		4月1日	支援・放課後等デイサービス
--	---------	-----	-------------	--	------	---------------

始良・伊佐地域振興局告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年10月6日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
姫城寮	霧島市隼人町姫城1060-2エタージュ姫城1F	一般社団法人癒しの郷	鹿児島市平之町三の二丸和ビル1階	森 廣樹	令和5年9月1日	共同生活援助

企業管理規程

鹿児島県企業管理規程第1号

鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月6日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部会計規程（昭和45年鹿児島県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式及び別記第23号様式の2中「 年度 通知番号 」を「 (登録番号) 」に、「 年度 通知番号 」を

「 (登録番号) 」に、

内 訳	円

 を

「

内 訳	円
%対象	消費税

 に、「

納入金額	円
------	---

」を

「

納入金額	円
------	---

 (%対象 円 に改める。
消費税 円) 」

附 則

この規程は、令和5年10月6日から施行し、改正後の鹿児島県工業用水道部会計規程の規定は、同月1日から適用する。

正 誤

令和5年3月31日付け鹿児島県公報第400号の20中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から15行目	令和3年法律第19号。)	令和3年法律第19号。